

令和 7 年度愛知県私立学校指導検査について

私立学校法、私立学校振興助成法、愛知県補助金等交付規則及び各補助金交付要綱等に基づいて、令和 6 年度の経常費補助金等に係る補助対象事業や学校法人会計基準に基づく経理指導、学校法人の運営状況等について、私立学校の設置者から提出された実績報告書等により、指導検査を次のとおり実施する。

1. 主な検査内容

- (1) 補助対象事業の実施状況
- (2) 経常費補助金算定の基礎となった生徒数、教職員数などの基礎数値の確認
- (3) 法人又は学校において整備すべき各種規定の整備、運用状況
- (4) 法人の運営状況
- (5) 学校法人会計基準に基づく経理処理の状況
- (6) 前回の検査において指摘事項となった項目の改善状況の確認

2. 指導検査の時期

令和 7 年 7 月から令和 8 年 1 月（予定）

※日程と検査時に準備いただく書類等については、検査実施日の 1 ヶ月ほど前には通知させていただきますので、円滑な検査実施のため御協力をお願いします。

3. 指導検査の見直し

(1) 指導検査の周期の見直しについて

当面の間、新たな検査周期への移行のため、概ね 3 年から 5 年に 1 回のペースとなる。

従来：概ね 3 年に 1 回のペースで実地検査を実施

→概ね 5 年に 1 回のペースで実地検査を実施

※ただし、これは「最低 3 年から 5 年に 1 回」という意味で、前回の指導検査の指摘内容によっては 2 年連続、3 年連続となる場合もあります。

(2) 実地検査当日の検査時間の見直しについて

従来：終日検査（目安時間 9：30～16：30（途中、昼休憩 1 時間））

→概ね半日検査（目安時間 9：00～12：00 もしくは 13：00～16：00）

※ただし、学校法人の設置校数や補助金額の規模、当日の検査状況等に応じて、検査時間が終日となる場合もありますので、ご了承ください。

(3) 書面検査の廃止について

従来：概ね 1 億円以上の補助金の交付を受ける法人を対象に、11 月に実施

→廃止

○見直しの理由

- ①検査対象の拡大（これまで経常費補助金を受給しておらず指導検査対象外となっていた学校法人及び非学校法人についても今年度より指導検査を実施）
- ②県補助金等交付規則に定める関係書類等の保存期間が5年間のため
- ③指導検査を受検する法人等の資料準備にかかる負担軽減のため

4. 指導検査後の対応について

実地検査において「文書指摘」「口頭指摘」を行った全ての法人に、検査後、「指摘内容」、「指摘根拠」、「改善方法」について記載した書面を送付

※指摘事項のうち、改善が可能なものについては、その後の改善状況について報告をいただくよう通知を出しております。

なお、令和7年度愛知県私立学校指導検査の基本方針や実施計画等については、6月上旬開催予定の愛知県私立学校指導検査審査会で審議されますので、内容が変更となる場合もありますので、ご留意ください。

7 学振第 3 3 4 号
令和 7 年 5 月 9 日

関 係 私 立 学 校 設 置 者 様

愛 知 県 県 民 文 化 局 長

令和 6 年度私立学校指導検査における改善を要する主な事項等について（通知）

令和 6 年度に実施した私立学校指導検査において見受けられた改善を要する事項等について、別紙のとおり取りまとめましたので、事務上の参考としてください。

担当 学事振興課私学振興室
指導グループ（伊藤）
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 6 （ダイヤルイン）

令和6年度私立学校指導検査における改善を要する主な指摘事項等について

- 令和6年度の指導検査では、主に以下のような指摘事項がありました。
(詳しくは、次ページ以降をご確認ください。)

1. 法人運営関係

- (1) 私立学校法、寄附行為に定められた事項の審議がされていないもの
- (2) 役員の改選がなされていないもの
- (3) 議事録の整備が適切でない
- (4) 監事の報告が適切でないもの
- (5) 貸付金、借入金等の契約が適切でないもの

2. 会計事務関係

- (1) 予算制度の運用状況が適切でないもの
- (2) 財産目録、固定資産台帳等に不備があったもの

3. 各種規程の整備状況

- (1) 給与規程に不備のあるもの
- (2) 就業規則に不備のあるもの

4. 学校保健安全関係

- (1) 学校安全計画、危機管理マニュアルが策定されていない
- (2) 健康診断の実施状況が適切でないもの

5. 経常費補助金関係

- (1) 補助対象事業に対象外経費を含めたもの
- (2) 教職員の任免関係の書類に不備のあるもの
- (3) 教育条件向上推進分・幼児教育充実推進分等において報告誤りのあったもの

6. 前回改善を指示した事項が未改善なもの

- 指導検査に伺う場合、事前に私学振興室から事前に御用意いただく資料等をお知らせしています。

それらの資料（例えば、出席簿や教員免許状の写し（教員免許更新関係の書類の写しを含む）等）が揃っているか事前に御確認いただいていると、指導検査が円滑に進みますので、御協力よろしく願いいたします。

1. 法人運営関係

(1) 私立学校法、寄附行為に定められた事項の審議がされていないもの

【事例①】

- ・理事会、評議員会で審議した実績がない。(借入金、決算及び事業報告等)

【事例②】

・「あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」事項として定められている内容について、理事会で議決後、評議員会で諮られていた。

(寄附行為の変更、予算及び事業計画、役員に対する報酬等の支給の基準等)

👉 諮問事項として、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項については、理事会で議決する前に、あらかじめ評議員会の意見を聞くこと。なお、審議の開催順（評議員会→理事会）に注意すること。

(私立学校法 第 36 条) 【令和 7 年 3 月 31 日まで】

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(私立学校法 第 42 条第 1 項)

第四十二条 次の掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
- 二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

(私立学校法 第 45 条の 2)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 八 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

(標準的寄附行為 第 20 条)

第 20 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- [(9) (収益を目的とする事業を行う場合) 収益事業に関する重要事項]
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(改正私立学校法 第 36 条 (抜粋)) 【令和 7 年 4 月 1 日以降】

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 学校法人の業務を決定すること。
- 3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。
 - 一 重要な資産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備
 - 六 予算及び事業計画の作成又は変更
 - 七 第百条第一項に規定する報酬等の支給の基準の策定又は変更

(改正私立学校法 第 100 条第 1 項)

第百条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。）について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

- 八 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項
- 4 理事会は、前項第一号、第二号又は第六号から第八号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

(改正標準的寄附行為 第 36 条第 2 項)

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 収益事業に関する重要事項
 - (6) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更

(改正私立学校法 第 23 条第 1 項 (抜粋))

第二十三条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 四 事務所の所在地
- 十六 公告の方法

- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(改正標準的寄附行為 第 36 条第 3 項)

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに關する寄附行為の変更

(改正私立学校法 第 23 条第 1 項)

第二十三条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

五 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項

六 理事会の招集その他理事会に関する事項

七 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項

八 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項

九 評議員会の招集その他評議員会に関する事項

十 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項

十一 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項

十二 資産及び会計に関する事項

十三 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項

十四 解散に関する事項

十五 寄附行為の変更に関する事項

(2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散

(改正私立学校法 第 109 条第 1 項第 1 号)

第百九条 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 理事会の決議による決定

(3) 合併

【事例③】

・私立学校法、寄附行為で定められた期日を過ぎてから、決算及び事業報告に係る理事会や評議員会を開催していた。

👉 会計年度終了後 2 月以内に決算を作成し、監事の意見を求めること。

また、会計年度終了後 2 月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めること。

(私立学校法 第 46 条) 【令和 6 年度決算書類等作成まで】

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(私立学校法 第 49 条)

第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(改正私立学校法 第 98 条) 【令和 7 年度決算書類等作成以降】

第九十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(改正私立学校法 第 104 条)

第一百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

3 前二項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第一項及び第百六条において同じ。）の内容を踏まえて行うものとする。

(改正私立学校法 第 106 条)

第百六条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをつづけているときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(改正私立学校法 第 105 条)

第一百五条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

2 理事は、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。

3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(改正標準的寄附行為 第 39 条)

第 39 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。
(「毎会計年度終了後 3 月以内」としている場合もある)

【事例④】

・事業報告書が作成されていなかった。

👉 備付書類である事業報告書を作成すること。また、事業報告書と対となる事業計画書も作成すること。
 （私立学校法 第 47 条）【令和 6 年度決算書類等作成まで】

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。

（改正私立学校法 第 103 条）【令和 7 年度決算書類等作成以降】

2 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

(2) 役員の改選がなされていないもの

【事例①】

・役員（理事、監事）の任期満了となっているが、理事会や評議員会において再任の手続きがされていない。

（標準的寄附行為 第9条第2項）【令和7年3月31日まで】

2 役員は、再任されることができる

（標準的寄附行為 第24条第2項）

2 評議員は、再任されることができる。

👉 重任の場合でも任期満了前に、寄附行為に定められている手続きに沿って、理事会・評議員会にて改選（重任）の手続きを行うこと。

（改正標準的寄附行為 第9条第2項）【令和7年4月1日以降】

2 理事は、再任されることができる。

（改正標準的寄附行為 第24条第2項）

2 監事は、再任されることができる。

各学校法人で、寄附行為に定められている役員等の選任方法が異なるので、役員等の改選の際は、寄附行為をご確認ください。

（改正標準的寄附行為 第33条第2項）

2 評議員は、再任されることができる。

👉 同様に、重任の場合でも任期満了前に、寄附行為に定められている手続きに沿って、理事選任機関・評議員会・評議員選任委員会等にて改選（重任）の手続きを行うこと。

【事例②】

・理事・監事の就任または退任において、理事会や評議員会で選任（再任）の手続きはされていたが、役員変更届について県への届出がされていない。

👉 私学振興室認可グループへ「役員変更届」を提出する。

（私立学校法施行令 第2条第2項）【令和7年3月31日まで】

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、理事又は監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十七条第二項の規定により理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときも、同様とする。

（改正私立学校法施行令 第6条第2項）【令和7年4月1日以降】

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第一百五十二条第五項の法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(3) 議事録の整備が適切でない

【事例①】

・議事録が作成されていない。

(標準的寄附行為第 17 条第 1 項) 【令和 7 年 3 月 31 日まで】

第 17 条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

(標準的寄附行為第 19 条第 1 項)

第 19 条 第 17 条第 1 項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

👉 改正法施行後の理事会の議事録は、文部科学省の作成例を参考に作成すること。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)

(改正私立学校法 第 43 条第 1 項) 【令和 7 年 4 月 1 日以降】

第四十三条 理事会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(改正私立学校法 第 78 条第 1 項)

第七十八条 評議員会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

【事例②】

・寄附行為に定められた署名、記名、押印がない。

👉 寄附行為に定められたとおりに、署名、押印等を行うこと。

(標準的寄附行為第 17 条第 2 項) 【令和 7 年 3 月 31 日まで】

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(標準的寄附行為第 19 条第 2 項)

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かななければならない。

(改正私立学校法 第 43 条第 2 項、第 3 項) 【令和 7 年 4 月 1 日以降】

2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事（議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた二人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあつては、当該理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(改正標準的寄附行為第 46 条第 2 項)

2 （評議員会の）議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(4) 監事の報告が適切でないもの

【事例①】

- ・ 監事による監査が実施されていない。(監査報告書が作成されていなかった。)

【事例②】

- ・ 6月以降に監事による法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況に関する監査が実施されていた。

👉 決算については5月末までに、監事の意見を求めるとともに、決算及び事業報告に関する議事を理事会・評議員会で行うこと。

(私立学校法 第49条) 【令和6年度決算書類等作成まで】

第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(私立学校法 第37条第3項(抜粋))

3 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(改正私立学校法 第52条) 【令和7年度決算書類等作成以降】

第五十二条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
- 三 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。
- 四 この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務
- 六 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務

(改正私立学校法 第98条)

第九十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(改正標準的寄附行為第28条第1項)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに愛知県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

(5) 貸付金、借入金等の契約が適切でないもの

【事例】

- ・理事会・評議員会で審議せず契約している。(借入金、土地・建物の賃貸借契約等)
- ・議事について特別の利害関係を有する理事(評議員)が、当該理事・評議員が議決に加わっている。
- ・利益相反取引に関する承認の決議について、理事それぞれ意思を議事録に記載していない。

👉 学校法人与理事との利益が相反する事項については、理事会(評議員会)の承認を受けた上で、契約すること。また、議事について特別の利害関係を有する理事(評議員)がいる場合は、当該理事(評議員)は議事には参加せず、参加していないことを議事録でしっかりと明記すること。

(私立学校法 第36条第2項第7項) 【令和7年3月31日まで】

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(私立学校法 第41条第10項)

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(私立学校法 第40条の5)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第百三条及び第百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあっては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条)

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第92条第2項)

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(民法 第108条)

第八十条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

(標準的寄附行為 第13条第13項)

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(標準的寄附行為 第18条第12項)

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(標準的寄附行為 第17条第3項)

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(改正私立学校法 第 36 条第 2 項) 【令和 7 年 4 月 1 日以降】

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 学校法人の業務を決定すること。
- 二 第三十九条第一項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。
- 三 この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務
- 五 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもって定めるところにより理事会が行うこととされた職務

(改正私立学校法 第 40 条)

第四十条 一般社団・財団法人法第七十八条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十条中「代表理事」とあるのは「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「承認」とあるのは「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第 84 条)

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認決議による承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第 92 条第 2 項)

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(民法 第 108 条)

第八十八条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

(改正私立学校法 第 42 条第 3 項)

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(改正私立学校法 第 76 条第 4 項)

4 前三項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(改正標準的寄附行為 第 19 条第 1 項)

第 19 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(改正標準的寄附行為 第 45 条第 1 項)

第 45 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 会計事務関係

(1) 予算制度の運用状況が適切でないもの

【事例】

- ・ 予算と比較して支出超過している大科目があった。
- ・ 小科目単位で科目の 1/3 以上に支出超過がある。

👉 適切な時期に決算見込を把握し、支出が予算を超過する場合には、補正予算を編成すること。また、補正予算は、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上で、理事会で議決すること。

(私立学校法第 45 条の 2) 【令和 7 年 3 月 31 日まで】

学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

(改正私立学校法第 99 条) 【令和 7 年 4 月 1 日以降】

第九十九条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

(学校法人の予算制度に関する報告 (昭和 47 年 11 月 14 日付け雑管第 51 号通知))

中間報告第 4 号 「予算の実行について」 より

I 予算の遵守

予算の実行を担当する者は、予算に表明された事業計画を予算の定めるところに従って達成する責任と権限をもつ。それゆえ、予算の実行を担当するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 責任をもって予算を実行すること。
- 2 予算額を超える支出をしてはならないこと。
- 3 定められた目的外に予算を使用してはならないこと。

II 予算の弾力的運用

- 1 予備費の使用および予算の流用は、所定の手続を経て行なわなければならない。
- 2 収入と支出の間に相関関係が認められる補助活動事業、受託事業等について、収入の増加に伴い予算額を超えて支出することがあらかじめ承認されている場合には、所定の手続を経てその支出を行なうことができるものとする。

(2) 財産目録、固定資産台帳等に不備があったもの

【事例】

- ・ 資産総額の変更登記が行われていない。

👉 資産総額の変更登記を会計年度終了後、寄附行為に定められた期限内に行う (手続きの方法は法務局に確認すること)。

(組合等登記令 第 3 条第 3 項) 【令和 7 年 3 月 31 日まで】

- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

(標準的寄附行為 第 36 条)

第 36 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(改正標準的寄附行為 第 61 条) 【令和 7 年 4 月 1 日以降】

第 61 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

3. 各種規程の整備状況

(1) 給与規程に不備のあるもの

【事例①】

・扶養手当について、給与規程では「月額を定めて支給する」としているが、別に定めたもの（理事会で決定したもの、理事長が決裁したもの、支給額を明示した辞令など）がなかった。

【事例②】

・給食手当について、給与規程に定める額と異なる金額を支給していた。

【事例③】

・管理手当について、給与規程に支給基準が定められていない。

👉 本棒及び諸手当の支給基準を給与規程等に明定しておくこと

⇒支給する本棒、賞与、各種手当については給与規程等に支給基準を明定する。

⇒給与規程と異なる取扱いをしている場合は、給与規程どおり支給するか、給与規程を実態に合うよう改正する。

(愛知県私立学校経常費補助金取扱要領別表「留意事項」より)

区分	科目	証拠書類	留意事項
人件費支出	教員人件費 職員人件費 その他の人件費	① 当該学校に雇用されていることが確認できる書類 ② 給与台帳又は給与支払明細書	① <u>本棒及び諸手当の支給基準を給与規程等に明定しておくこと。</u> ② 諸手当の認定資料を整備すること。

(2) 就業規則に不備のあるもの

【事例①】

・多胎妊娠の場合の産前休暇期間が、労働基準法で定める「14 週間」ではなく、「10 週間」になっていた。

【事例②】

・介護休業、子の看護休暇、介護休暇について、就業規則に規定されていなかった。

【事例③】

・就業規則の改正について、理事会の承認を得ていない。

👉就業規則を法令に適合するよう改正し、労働基準監督署に届け出る。

(労働基準法 第 65 条第 1 項)

第六十五条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

(労働基準法 第 89 条)

第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- 二 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

4. 学校保健安全関係

(1) 学校安全計画、危機管理マニュアルが策定されていない

【事例】

・学校安全計画が作成されていなかった。

👉 文部科学省の作成例を参考に作成すること。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

(学校保健安全法 第 27 条)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校保健安全法 第 2 条)

第二条 この法律において学校とは、学校教育法第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において児童生徒等とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

この法律で「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(学校保健安全法第 32 条③)

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

(2) 健康診断の実施状況が適切でないもの

【事例】

・児童生徒の健康診断を令和 6 年 6 月 30 日までに実施していない。

(学校保健安全法 第 13 条第 1 項)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。 この法律で「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(学校保健安全法 第 2 条)

第二条 この法律において学校とは、学校教育法第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において児童生徒等とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(学校保健安全法 第 15 条第 1 項)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

(学校保健安全法 第 32 条第 3 項)

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

5. 経常費補助金関係

(1) 補助対象事業に対象外経費を含めたもの

【事例】

・補助対象外経費（他の補助金の対象となったもの）を含めていた。

👉国又は地方公共団体の他の補助金の対象となったものは補助対象外とすること。

例：県就学支援金事務費交付金の対象となった職員人件費

県・市結核予防事業費補助金の対象となった検診費

県私立幼稚園特別支援教育費補助金の対象とした教員人件費

県教育支援体制整備事業費補助金の対象となった経費

市光熱水費支援補助金の対象となった経費 等

(愛知県私立学校経常費補助金交付要綱 別表より)

学 校 種 別	補 助 対 象 経 費	補助率 又は 補助額
学校法人立 高等学校 中等教育学校 中学校 小学校 幼稚園 幼保連携型認定こども園 学校法人立以外 幼稚園(学校教育法附則第6条に規定する幼稚園)	・事業活動収支計算書の教育活動収支のうち人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出並びに資金収支計算書の設備関係支出とする。ただし、役員報酬、退職給与引当金繰入額、退職金、減価償却費は除く。 ・国又は地方公共団体の他の補助金及び寄付金等の対象となつたものを除く。 なお、国又は地方公共団体の他の補助金の対象となり、補助対象外となる場合、補助金の額ではなく、補助対象となつた経費全体を対象外とする。ただし、他の補助金が定額補助の場合は、その補助金の額を補助対象外とする。 寄付金の対象となつた場合は、寄付金の額を補助対象外とする。 ・生徒等から実費を徴収している経費は、補助対象外とするが、生徒等納付金として学則(園則)や入学(入園)案内等に明記され徴収している経費で、冷暖房費、設備費、プール代、バス代、寮費等、徴収額に対応する支出が特定できないものについては、補助対象とする。	定 額
専修学校 各種学校 ただし、次の各号の一に該当する学校を除く。 (1) 大学等への進学指導を行うもの (2) 学校の収入及び支出が企業活動等と明確に区分されていないもの (3) 学校の収入及び支出に係る剰余金を企業活動等へ繰り出しているもの (4) 独立行政法人が設置するもの	・事業活動収支計算書(学校法人立以外の学校においては、これに準ずる書類)の教育活動支出のうち人件費支出(学校法人立専修学校高等課程のみを対象とする。なお、教員が高等課程とその他の課程を併せ受け持っている場合の人件費の算出方法は、授業時間数による按分とする。職員の人件費は、主に高等課程の事務を担当している職員のみとする。)、教育研究経費支出、管理経費支出並びに資金収支計算書(学校法人立以外の学校の学校においては、これに準ずる書類)の設備関係支出とする。ただし、役員報酬、退職給与引当金繰入額、退職金、減価償却費は除く。 ・国又は地方公共団体の他の補助金及び寄付金等の対象となつたものを除く。 なお、国又は地方公共団体の他の補助金の対象となり、補助対象外となる場合、補助金の額ではなく、補助対象となつた経費全体を対象外とする。ただし、他の補助金が定額補助の場合は、その補助金の額を補助対象外とする。 寄付金の対象となつた場合は、寄付金の額を補助対象外とする。 ・生徒等から実費を徴収している経費は、補助対象外とするが、生徒等納付金として学則や入学案内等に明記され徴収している経費で、冷暖房費、設備費、プール代、バス代、寮費等、徴収額に対応する支出が特定できないものについては、補助対象とする。	定 額

(2) 教職員の任免関係の書類に不備のあるもの

【事例】

- ・教員免許状の写し、教員免許更新関係の書類の写しが保管されていなかった。
(なお、事後的に提出があり、確認をすることができた。)

👉 補助金算定の基礎となる教職員数を確認するため、教員免許状、教員免許更新関係書類の写しを保管すること。

(補助金算定の基礎となる専任教員の認定基準及び算定方法)

【高等学校・中学校】

(補助金算定の基礎となる専任教員の要件)

- (1) 当該学校の専任教員として発令されていること。
- (2) 当該学校の本務教員人件費支出から給与の支給を受けていること。
- (3) 当該学校に常時（週5日以上）勤務し、授業を担当していること。
(校長、教頭、養護教諭、司書教諭及び生活指導教諭を除く。)
- (4) 当該学校において日本私立学校振興・共済事業団に加入していること。
- (5) 当該学校種別・担当教科の教員免許状を有している（校長を除く。）こと

【補助金算定の基礎となる非常勤教員の要件】

- (1) 当該学校の非常勤教員として発令又は雇用契約されていること。
- (2) 当該学校の兼務教員人件費支出から給与の支給を受けていること。
- (3) 当該学校種別・担当教科の教員免許状を有している（校長を除く。）こと
- (4) 当該学校で授業を担当していること（校長、養護教諭を除く。）。)

【幼稚園（私学助成幼稚園）】

【補助金算定の基礎となる本務教員の要件】

- (1) 当該幼稚園の専任教員として発令されていること。
- (2) 当該幼稚園の本務教員人件費支出から給与の支給を受けていること。
- (3) 当該幼稚園に常時（週5日以上）勤務していること。
- (4) 当該幼稚園において日本私立学校振興・共済事業団に加入していること。
- (5) 幼稚園教諭の教員免許状を有している（園長を除く。）こと

【補助金算定の基礎となる兼務教員の要件】

- (1) 当該幼稚園の非常勤教員として発令又は雇用契約されていること。
- (2) 当該幼稚園の兼務教員人件費支出から給与の支給を受けていること。
- (3) 幼稚園教諭の教員免許状を有している（園長を除く。）こと

(3) 教育条件向上推進分・幼児教育充実推進分等において報告誤りのあったもの

【事例】

- ・令和5年5月1日現在における補助対象教職員数の報告誤り

【本務教員数】（誤）9人 → （正）8人 （教員免許状が未更新の者を誤算入）

- ・対象教員の一人について、休職中で給与の支給がされていない月を実績として報告していた。【処遇改善加算分（H30開始分）】（誤）12か月 → （正）9か月

👉 経常費補助金の配分基準で、算定基礎とする教員の人数や教育条件向上推進分、幼児教育充実推進分の報告内容に誤りがある事例が見受けられたので、実績票等の提出にあたっては、誤りがないか今一度御確認すること。

6. 前回改善を指示した事項が未改善なもの

【事例】

- ・ 私立学校法、寄附行為に定められた事項の審議がされていないもの ➡ p. 2 参照
- ・ 役員の改選がなされていないもの ➡ p. 7 参照
- ・ 議事録の整備が適切でない ➡ p. 8 参照
- ・ 監事の報告が適切でないもの ➡ p. 9 参照
- ・ 貸付金、借入金等の契約が適切でないもの ➡ p. 10 参照
- ・ 予算制度の運用状況が適切でないもの ➡ p. 12 参照
- ・ 財産目録、固定資産台帳等に不備があったもの ➡ p. 12 参照
- ・ 就業規則に不備のあるもの ➡ p. 14 参照
- ・ 学校安全計画、危機管理マニュアルが策定されていない ➡ p. 15 参照
- ・ 補助対象事業に対象外経費を含めたもの ➡ p. 16 参照
- ・ 予算・決算書類に不備があった

【事例】

- ・ 必要な計算書類、附属明細表を作成していなかった。(借入金明細表等)
- ・ 寄附行為に定める収益事業を実施しているにも関わらず、収益事業を通常の会計から区分し、特別の会計として経理しておらず、収益事業の損益計算書、貸借対照表も作成していなかった。

- ・ 税金等の納付が適切でないものがあった

【事例】

- ・ 税金等の納付について遅延が常態化している。

新学校法人会計基準等について

1 概 要

学校法人会計基準は、昭和46年の制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして広く実務に定着してきた。従来は、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていたが、令和5年度の私立学校法の改正により、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として私立学校法に位置づけられた。

これに伴い、令和6年9月30日に学校法人会計基準が一部改正され、令和7年4月1日から施行されることとなった。

2 適用開始年度

令和7年度以降の会計年度に係る会計処理、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用

3 主な改正の概要

＜趣 旨＞

補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準が、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として私立学校法に位置づけられたことを踏まえ、各種規定を整備

	根 拠	主な目的	適用対象
R6年度までの 会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分	経常費補助を受ける学校法人 ※実際にはほとんどの学校法人が 対象
 改正後			
新会計基準	私立学校法	情報開示	全ての学校法人等 ※学校法人+準学校法人

(改正後の学校法人会計基準（新会計基準）等の詳細は、別添参考資料及び私学振興室 Web サイト「学校法人会計基準について」のページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/kaikeikijun2025.html>) を参照。)

4 改正への対応内容

令和7年4月1日に新会計基準とともに施行される改正私立学校振興助成法（改正助成法）及び私立学校振興助成法施行規則で、所轄庁（知事）が定めることが求められている各学校法人が受ける監査の内容等について、令和7年2月28日付け愛知県告示第76号で定めるとともに、同日付けで各学校法人へ通知。

(私学振興室 Web サイトにも同日付けで参考資料とともに掲載。)

(参考：令和 7 年 2 月 28 日付け各学校法人への通知文書の添付資料)

参考 1

R7.2.28

私学振興室指導 G

令和 7 年度以降の予算書・決算書（計算書類）等の提出に関する変更点の概要 （改正私立学校法、改正私立学校振興助成法、新学校法人会計基準等の施行等に伴う変更内容）

令和 7 年 6 月 30 日までに知事に提出する計算書類等

令和 7 年度の収支予算書 ・ ・ ・ ・ ・ 改正私立学校振興助成法等に基づく収支予算書となりますが、令和 6 年度までのものと変更ありません。

令和 6 年度の決算関係書類 ・ ・ ・ ・ ・ 令和 6 年度までのものと変更ありません。

令和 8 年 6 月 30 日までに知事に提出する計算書類等

令和 8 年度の収支予算書 ・ ・ ・ ・ ・ 令和 7 年度のものと同様です。

令和 7 年度の決算関係書類 ・ ・ ・ ・ ・ 改正私立学校振興助成法等に基づく計算書類等となります。具体的な変更内容は別添「参考 2」及び令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県県民文化局長通知「令和 7 年度以降の私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定による監査の内容等について（通知）」を参照してください。

（注 1）提出方法について

「令和 8 年 6 月 30 日までに知事に提出する計算書類等」からは、ペーパーレスの観点から、原則、電子データでの提出をお願いします（なお、必要やむを得ない場合には紙媒体での提出も可能です。詳しくは令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県県民文化局長通知の「第 5 知事への書類の提出について『3 提出方法等について(3)～(5)』」を参照してください。）。

(注 2) 監査義務の免除について

従来同様、「補助金の額が少額（1,000 万円未満）」である場合は、改正私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定による監査の免除が可能です。『令和 8 年 6 月 30 日までに知事に提出する計算書類等』からは、改正私立学校振興助成法の規定を的確に運用するため、監査義務の免除に係る知事への申請と免除許可が必要となります。詳しくは令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県県民文化局長通知の「第 1 監査対象法人等について『2 監査義務の免除について』を参照してください。）。

(今後の情報提供について)

- 今後、新学校法人会計基準の運用（令和 7 年度の決算関係書類に記載が求められる「注記」の具体的な記載例など）について、文部科学省から情報提供がある予定です。

(↑ R7.5 追記)

R7.3.28 に文部科学省通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」を各学校法人に通知しました。私学振興室 Web サイトへも掲載しています。

- 文部科学省からの情報提供等があり次第、新学校法人会計基準等に関する参考資料（新学校法人会計基準の運用、Q&A 等）を、随時、私学振興室 Web サイト等でお知らせします。

学校法人会計に関する作成・提出書類（令和7年度以降の変更点）

＜R7年度～＞

改正私立学校法第101条～第107条

新学校法人会計基準

改正私立学校振興助成法第14条

私立学校振興助成法施行規則第2条

作成 (全ての学校法人)
○会計帳簿
○成立の日における貸借対照表
○計算書類（貸借対照表及び収支計算書）
○計算書類の附属明細書
○事業報告書
○事業報告書の附属明細書
○財産目録

作成 (全ての学校法人)
○会計帳簿
○計算書類 ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書 ・資金収支計算書 ・資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書（※会計監査人非設置知事所轄学校法人は省略可）
（注記事項） セグメント情報、子法人に関する事項 他
○附属明細書 ・固定資産明細書 ・借入金明細書 ・基本金明細書（※会計監査人非設置知事所轄学校法人（高等学校設置法人を除く）は省略可）
○財産目録

「収益事業会計」については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成

作成 (助成対象学校法人)	所轄庁への提出 (助成対象学校法人)
○収支予算書	①（私立学校法第103条第2項に規定する）計算書類及びその附属明細書
	②監査報告
	＜会計監査人非設置法人＞（*） 所轄庁の定めるところにより公認会計士等が①の計算書類及びその附属明細書について行った監査に係る監査報告（※ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは不要）
	＜会計監査人設置法人＞（*） （私立学校法第86条第2号に規定する）会計監査人の会計監査報告
③収支予算書	

（*）会計監査人・・・改正私立学校法第四款に規定する会計監査人をいう。



＜現行（R6年度決算まで）＞

現行私立学校法第47条

現行学校法人会計基準

現行私立学校振興助成法第14条

作成 (全ての学校法人)
○財産目録
○貸借対照表
○収支計算書
○事業報告書

作成 (助成対象学校法人)
○計算書類 ・資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・人件費支出内訳表 ・資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書（※知事所轄学校法人は省略可）
・事業活動収支計算書 ・事業活動収支内訳表
・貸借対照表 ・固定資産明細表 ・借入金明細表 ・基本金明細表（※知事所轄学校法人（高等学校設置法人を除く）は省略可）
○収益事業会計の計算書類

作成 (助成対象学校法人)	所轄庁への提出 (助成対象学校法人)
○貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類	①貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類
	②所轄庁の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告書（※ただし、補助金の額が最少であって、所轄庁の許可を受けたときは不要）
③収支予算書	

愛知県告示第76号

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和7年2月28日

愛知県知事 大 村 秀 章

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類

(公認会計士又は監査法人の監査の内容)

第1条 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第2項の規定による公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次条において同じ。)又は監査法人の監査は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って会計処理が行われ、計算書類(私立学校法(昭和24年法律第270号)第103条第2項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。)及びその附属明細書(収益事業会計にあっては、貸借対照表及び損益計算書)が作成されているかどうかについて受けなければならない。

(私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類)

第2条 私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告とする。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る監査及び書類の提出から適用する。

(私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定の廃止)

2 平成27年愛知県告示第455号(私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定)は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。